

早稲田ゴールドカードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が学校法人早稲田大学(以下「大学」という)及び早稲田大学校友会(以下「校友会」という)と提携して発行するクレジットカードを早稲田ゴールドカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)校友及び在学生父母(大学・大学院・高等学院・本庄高等学院)であるお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、大学と校友会及び当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、大学と校友会及び当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)セゾンカード規約第1条(カードの発行)(2)の家族会員(以下、本会員と総称して「会員」という)は、本会員の配偶者に限ります。

第3条(校友会年度会費)

本会員には、校友会に対して所定の校友会年度会費を本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。ただし、終身会費納入者は除きます。

第4条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。

(1)⑩校友会年度会費のお支払いがないとき。

(1)⑪本会員が、大学及び校友会もしくは当社のいずれかの会員資格を取り消されたとき。なお、本カードの会員資格を取り消された場合でも、大学及び校友会の会員資格を取り消されるものではありません。

第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。